大阪発地域再生プラン研究会 2013年4月14日 柏原 誠(大阪経済大学)

「橋下市政下における区政改革と特別区設置協議について」

◆はじめに

- ・報告の目的 橋下市政下における①指定都市制度のもとでの区役所・コミュニティ施策の変化・変質、②法定協設置に至った特別区設置協議の現状と問題点の2点(特に3年4月以降)を整理
- ・現場・コミュニティレベルでは、①と②は「うまく」区別されている(例:ある区のフォーラムにおける「区割り案」の説明:「行政区ブロック分けの試案」→公選職による法定協では、「特別自治区割り案」として取り扱い)
- ・上記のプロセスにおいて、「住民自治」の意味内容が変化して問題点を指摘。

◆添付資料

- 資料1「区における総合行政の推進に関する規則」(抜粋)
- 資料2「区政会議の運営の基本に関する事項に関する条例案」(原案全文)
- 資料 3 『市政研究』(大阪市政調査会)2013年冬号 84-87pp
- 資料4 大都市地域特別区設置法概要
- 資料 5 事務分担案(首長共同案)
- 資料6 議会のあり方(首長共同案)
- 資料7 財政調整シミュレーション
- 資料8 協議スケジュール
- 資料 9 横浜特別自治市大綱
- 資料10 第30次地制調専門小委員会中間報告の概要
- 資料11 特別区区割り案(法定協第1回事務局提出)
- 資料12 区割り案について(法定協第2回山中議員提出)
- 1. 橋下市政下の区役所・コミュニティ改革(特に2012年4月~)
- 1-1) 公募区長就任(2012年8月)以降の区役所の変化
- ・公募区長就任 24区長のうち, 18人外部, 6人市職員(区長経験者)
- ・副区長専任化 トップマネジメント
- ・地域振興会等各種地域活動団体の事務局業務から区役所撤退
- ・まちづくり支援センター 5ブロックでコミ協・社協・民間企業等受託 まちづくり支援員が地活協(後述)立ち上げ支援
- ・地域担当制 人間ではなく, 当て職
- ・職員基本条例の影響?

- 1-2) 区政会議
- ①経過

2011年7月 平松市政下でスタート

H23~24年度 各2-3回ずつ開催 橋下市政発足後も存続

2013年3月 議会に「区政会議の運営の基本に関する条例」を上程(後述) 8月 第1期区政会議の任期終了

2 根拠

「区における総合行政の推進に関する規則」および各区の要綱(定員など)

③概要

(資料1)下線部参照

- -問題点
 - ・弱い根拠(「設置」規定なし) ・個人による区政評価(X会議の意思,決定権)
 - ・低い市民の関心 ・形式的(一方的な説明等)
- ④2期目に向けた動き
 - 条例化 → 報酬支払いの可能性、決議権の規定を盛り込む
 - 「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例(案)」→(資料2)参照※同条例案は3月市会で一部修正可決
 - -変更点
 - ①委員の位置付け-区政会議において意見を述べる業務を~委託。
 - ②報償金についての言及
 - ③委託の解除

「区政会議の場における」または「区政委員の名において」政治的行為を制限

- ④委員による招集・決議権を規定-前進面?
- 1-3) 地域活動協議会とコミュニティの動揺
 - 地域活動協議会自体は、平松市政下で始まった施策
 - 橋下市長下で枠組み引き継ぎ、加速化
 - ・補助金改革とセットした「兵糧攻め」
 - 地域活動協議会を形成しなければ、H25年補助金は5割減 ※ただし、形成しても26年度からは5割減
 - ・認定条件 公募市民, NPO, 地域事業所, 外部監査等の導入を図る
 - (1) 開かれた組織運営、(2) 会計の透明性確保、(3) 法人格の取得をめざす等
 - ・区役所の下請的性格はそのまま 準行政的機能→「活動費交付金」の一括交付
 - -問題点
 - ・激しい温度差
 - ・区役所は、依然として下請けとみている
 - 区予算事業での「地域活動協議会」活用項目の多さ
 - ・ 開かれた組織になっているか?
 - ・これまで阻害されていた住民の要求に取り組む場になっているか?

- 1-4) その他区役所・コミュニティの変化
- ・(資料3)「ザ・淀川」編集長の発言 地域活動つぶし, 自立の強制, 対話・発言しない区役所職員など
- ・民間化-「まちづくり支援センター-支援員」体制 5ブロック, コミ協・社協・民間シンクタンク, 支援員は有期契約(H26年3末)
- ・中間団体の弱体化-コミュニティ事業の公募化・区民ホール等の拠点施設の指定管理 →コミ協(大阪市コミュニティ協会○○区支部協議会)の弱体化 4割の区で、区民センターからコミ協退去
- ・地域振興会 地域活動協議会への再編成強制・兵糧攻め
- ・学校選択制 小中完全実施は中央区のみ。13区は導入見送り、 橋下市長 - 「目の前の住民の反対の声が大きいからやりません、では公募区長の意味が ありません | ※「公募区長」 = ミニ市長
- 2. 特別区設置協議の現状と問題点
- 2-1) 経過
- 2011年11月 W選挙で橋下市長・松井知事当選
- 2012年2月 「新たな区」移行プロジェクト・スタート
 - 大阪にふさわしい大都市制度推進協議会・スタート(条例協) 4月 ※市長・府知事・市議会・府議会 計20名 ※堺市は不参加表明
 - 5月 大阪都構想首長共同案提出(条例協第2回) ※財調シミュレーション要求
 - 8月 大都市地域特別区設置法成立(資料4)
 - 9月 財政調整シミュレーション提示(条例協第5回) ※区割り案要求

- 前回, 高山報告

- 区長会議PTによる「行政区ブロック化案」提示 11月
- 12月 第30次地制調専門小委員会中間報告
- 2013年1月 橋下市長が「区割り案」として提示、条例協終了 ※ブロック化案(区長検討)→区割り案(市長案)へ大きな性格変更
 - 2月 法定協第1回 スケジュール確認
 - 3月 横浜市「特別自治市推進大綱」策定(←市議会議決)
 - 4月 大阪府市大都市局発足(府市統合本部・法定協事務局を担当) 法定協第2回 区割り案論議開始
- 2-2)特別自治区設置の現時点での枠組みの整理

ベース - 「大阪都構想(首長共同案)」2013年5月

- ·事務分担案(資料5)
 - 「中核市並み」: 中核市権限 (B+C)→※立法措置必要「関係法律は約200本」
- 議会のあり方(資料6)

・財政調整シミュレーション(2013年9月条例協に提出)(資料7) (要旨)

財政調整の原資を地方交付税と現行の都区財政調整制度の三税(法人住民税・固定 資産税・特別土地保有税)に目的税二税を加えた五税とし、交付金を普通交付金9割 と調整できない区に交付する特別交付金1割の割合にすれば、収支の均衡、歳入と 裁量経費の格差解消(府内市町村格差一・三以内)という意味での財政調整は24区を 残しても可能。→統合すれば、もっと可能

※調整後の特別自治区の歳入構造

区税1575億+譲与税等544億+調整交付金4303億→計6422億

- 1人あたり歳入格差 6.6倍→1.2倍
- cf 東京都区財政調整の効果(H22)

区税9049億+譲与税等1905億+調整交付金8676億→計1兆9630億

- 1人あたり歳入格差 3.7倍
- ・特別区区割り案(2013年1月条例協,2月法定協に提出,4月法定協で議論開始) 「基礎自治を担うという観点からは、区民に密着したサービスを考えると、区 域内の拠点から何分間で車や自転車で移動できるかというような、生活圏域の 実感が欲しい。

「やさしい区」による区民生活サービスの充実というよりは、区という小さな 単位での開発プロジェクトばかり考えているのではないか。

(新たな区移行プロジェクト会議における金井利之氏コメント)

- ※特別自治区にも「エンジン」必要論
- ※区割りプロセスに住民意見の反映無し-あくまでも役所の担当区域割り
- ・プロセス 大都市地域特別区設置法,協議スケジュール案
 - 協議スケジュール
 - 区割りを(大きさ)人口規模→(組み合わせ)集積性・地域性・移動手段,の2段階で議論
 - 人口規模の議論から入るのは妥当か?
 - 「①区割り、②事務配分、③税源配分、④財政調整の四元連立方程式」 (金井利之氏コメント,前掲会議)
 - 市民への説明だけで意見聴取過程が不在,大阪市廃止を問うべきではないのか,投票するのは特別区を設置する地域だけでいいのか

2-3)他の大都市制度構想

- ①特別自治市構想(指定都市市長会・横浜市)→「横浜特別自治市大綱」(資料8)
- ②第30次地制調「大都市制度についーーての専門小委員会中間報告」(資料9)
 - 現行制度下での工夫
 - 府市協議の仕組みの制度化→二重行政解消
 - 区長権限強化・区長の特別職化・区毎の常任委員会等

→都市内分権・住民自治強化

-新制度

- -特別区の設置
- 特別市(仮称) 当面は指定都市への権限移譲で対応
- 三大都市圏の広域調整の仕組み-防災対策, 交通体系整備等

2-4)特別区設置協議の論点

①都構想に対する各会派の態度(条例協第7回時点)

両首長・維新・公明	自民	民主	共産
二重行政解消, 広域·	府市の協議会を制度	府市統合本部で十	地方自治の破壊で
戦略行政一元化のため	化すればよい	分, (いわゆる「二	ある。指定都市へ
に大阪都に統合	道州制への近道	重行政」は)「充	の権限移譲を優先
		実行政」の面も	すべき。コスト大
特別自治区(公選区長	調整交付金への依存	(同左)	特別区は裁量予算
・公選議会・歳入歳出	度が高く自立した自		確保できない。都
予算)で基礎自治を担	治体ではない		市内分権を進めて
う	都市内分権で住民自		住民自治強化を図
	治強化は可能		るべき

- ※条例協での審議、提出資料などより筆者まとめ
- ②中核市権限に見合った人口規模かにスターへとして区割りを考えることについて 〈第2回法定協での橋下市長発言〉

自民党も道州制基本法を提出している。道州制は、上からえいや-で人口規模や効率性 といった数字の面で自治体を作ることになる。道州制を見据えた基礎自治体づくりでも、 住民の意見は聞きますが、数字によって作るということも必要(要旨)。

<金井コメント> 「四元連立方程式 |

- →※もっぱら、機能・効率から地方自治を設計する発想
- ③現行制度の改良(府市協議+都市内分権:地制調専門小委員会中間報告)か都構想か <橋下市長>

地制調の提言については、すでに、大阪市ではそれ以上のことをやっている。公募区長は局長を指揮する立場である。府市協議も府市統合本部を設置している。しかし、公募区 長は満足していない。

④都構想と道州制

<自民党>都構想は道州制導入時に障害になる。道州制導入時に都は無くなる。特別区の財政調整はどこがやるのか。道州制を考えれば政令指定都市を残すべき。

<橋下市長>道州制になっても,都は残すという選択が有識者から出ている(西尾勝・佐々木信夫等)。また,大阪市域だけでなく,グレーター大阪(堺,阪神地域も含め)で見ている。

おわりに (順不同)

- ・「自治の意味」が変化しているという問題
 - 自治の権利性・歴史性を軽視し、機能性・効率性から自治をとらえる。
 - 「自治」を公職者を選ぶ選挙に矮小化 公選職の権力極大化
 - 希薄化する「学習・対話・議論・熟慮」
- ・基礎自治体を作るという議論と都市内分権の議論 同次元?異次元?
- ・大阪都構想の議論→特別区設置議論へ重点移動
 - 道州制と都の整合性がつかない
- ・市民生活の視点欠如
- ・大都市制度を議論する視点の偏り

都構想(大阪府市)・特別自治市(指定都市市長会・横浜市等)・総務省・地制調 共通しているのは「成長のエンジン」論

・成長エンジン論とは異なる「大都市自治制度」の必要性を主張する根拠になるのは? 例えば、

「普遍主義的福祉都市(朴元淳・ソウル市政)」のように, 再分配重視 - 市民連帯 - 一体性の必要という立論・制度設計が可能か 「一体性」がなぜ必要なのか?深める必要があるのでは?

- 6 -